

平成 29 年度第 2 回  
滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要

日時：平成29年(2017年) 9月19日(火)

10時00分～11時50分

場所：滋賀県大津合同庁舎 7-B会議室

出席委員：

12名中12名出席

出席：石上委員、石谷委員、菊池委員、籠谷委員、須藤委員、中村委員、西田委員  
西野委員、平山委員、秀田委員(代理 澤志氏)、福原委員、前畑委員

議題：

- (1) 滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画(第3次)(素案)の策定について
- (2) 滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)(素案)の策定について

配布資料

- 委員名簿・配席表
- 資料1 各計画策定のスケジュール
- 資料2-1 滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画(第3次)(素案)の概要
- 資料2-2 滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画(第3次)(素案)
- 資料3-1 滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)(素案)の概要
- 資料3-2 滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画(素案)
- 参考資料1 平成16年度からの月別クマ出没件数(平成29年8月31日現在)
- 参考資料2 白山奥美濃、北近畿東部地域個体群の推定生息数の推移
- 参考資料3 ツキノワグマ出没対応マニュアル(第3次)(案)
- 参考資料4 平成29年度第1回滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要
- 追加資料 ツキノワグマの捕獲数および捕獲後の処置 集計表

会議の概要：

- ・定刻に至り、事務局の開会宣言により、平成29年度第2回滋賀県環境審議会自然環境部会が開催された。
- ・事務局から、本日の出席委員は12名中全12名が出席であり、本部会の成立要件が満たされていることが報告された。
- ・琵琶湖環境部長から挨拶があり、その後部会長が議長となり、議事の進行が行われた。
- ・まず、最初に事務局から資料1により、議題(1)、(2)の各計画の策定スケジュールについて説明があり、引き続き、各議題について審議がなされた。

## 議題（１）滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第３次）（素案）の策定について

<事務局から資料２－１、資料２－２および参考資料について説明を行った>

- ・説明の冒頭で、前回第１回部会（６月２０日開催）の議事概要について訂正する旨報告された。
- ・事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

委員：

湖北地方ではクマの出没が多くなっており、私の近所でも３日間連続でクマの目撃があって、しかもすぐには奥山へ去らない。その間、市町や警察が付近を警戒し注意を喚起することにどまり、クマの撃退までは行わない。

保護を優先し、クマを奥山に追い払うような具体的なアクションは起こされていない。

常々提案していることであるが、自然環境保全課から指導して、例えば森林部局が行っている奥山の環境林整備とあわせて、奥山の果樹等を整備し、クマが奥山に留まるような方策を実施しないのか。

地域の住民にしてみれば、クマの保護などは関心もなく、逆に反発がある。

また、地域の猟友会会員もクマの捕獲については非常に慎重で、銃殺などはほとんど考えていない。

それはそれでよいが、しかし今の事務局の説明を聞いて納得する地域住民は一人もいないと思う。

もっと具体的なアクションを起こすべきである。繰り返しになるが、環境林整備にあわせて果樹林を整備するなどし、クマを奥山に留まらせる等、検討いただけないか。

事務局：

奥山への果樹等の植栽について、今後考えていきたいと思う。

地域住民の安全確保については、本特定計画の上位計画である第１２次鳥獣保護管理事業計画の中でクマの捕獲基準が規定されており、人身被害の未然防止という視点から、捕獲可能範囲を「集落から５００ｍ以内」とした。また、田畑や生活道路も集落に定義づけし、人の生活範囲では大概、捕獲が可能とした。危険なクマが近づいた場合、市町からの申請を受け、まずは捕獲を試みることにしている。

あまりにも頻繁に出没したり、執着が強いなど、人身被害の危険が高いクマについては殺処分も一定認めていこうと、昨年の秋に県から市町へ通知を発出したところ。

詳細については参考資料３の対応マニュアルに整理をしている。

委員：

今捕獲と言っているが、この夏もかなり出没し、防災無線で注意喚起をするものの、捕獲は一切されていない。クマの捕獲されないような学習をしているのか、捕獲されたとは聞かない。

地域の親にしても、子どもたちが学校へ通う中で、万が一被害に遭った場合、行政は何

をしているのかと問われることになる。

3日間もクマが人里に居座ることを認めるのではなく、もっと積極的に奥山へ追い込む方策をするべきである。公道へ出てからバタバタするだけであり、公道まで出る前に対策をなされていない。

クマが出る地域の住民からすると本当に深刻な問題である。いつ出てきてもおかしくない。

事務局：

そのあたりについては我々も本当に危機感を持っている。

本当に捕獲されているのかという点については、資料2-2のP17・P18に捕獲の頭数を記載している。

また、参考資料1の下部に今年度のクマの市町別目撃件数を示した表があり、高島市で66件の目撃があり、そのうち捕獲後2頭を移動放獣、1頭を殺処分している。

長浜市においても35件目撃があり、クリーンセンター付近に連続して出てきている個体があると聞いていたが、これに対しては捕獲を試み、わなを設置したところパツパツ出てこなくなったとも聞いている。

現場では非常にご苦勞いただいていることを理解しているし、その点も踏まえマニュアルを整備していきたい。

委員：

即効の対策を、との趣旨の委員質問であると思う。森林管理署等と十分に連携をとって進めていただきたい。

事務局：

補足であるが、追い払いについても花火や大勢で大きい音を出すなど、可能な場合はしていただいている。

しかし、時として追い払いは思わぬ方向へクマが逃げ、集落に出てしまう等が懸念され、実際行う場合は慎重に行う必要があるし、実際に追い払いを行う人にも危険が伴う。

そのあたりが今後の課題であると考えている。

委員：

クマに対する感覚は、地域によって違うと今の話を聞いて感じた。

同じ湖北である伊吹では、しょっちゅうクマが出没するが、昔から慣れているせいか、地域住民の間で個体識別するなど、わりと冷静である。

他方でもっと南部へ出たならもっと大騒ぎされるであろうし、人によって受け止め方が違うと思うのでやはり難しいのではと思う。

それらを勘案した結果、滋賀県では第一種という判断なのだろうと思う。

岐阜県などでは管理鳥獣であるが、クマは皆一緒ではなく、地域によって違うので、現状では滋賀県は第一種でよいのであろうと思う。

しかし、5年というスパンが長いという気はする。

5年の間に例えば兵庫県のようにクマの個体数がどんどん増えるなどした場合、やり方を変えていかなければならないと思うが、そのあたりも特定計画（素案）に書き込まれているので、現状ではいいスタンスではないかと思う。

また、奥山に果樹を植栽するなどはされていないが、逆に集落にある、利用されず餌付けのような状態になっている柿の木を切るなど、そういった指導や補助をされていると聞いているので、先の委員のご提案と方向は同じくする、クマを里に誘引しないための取組、だと思う。

これまでの県や市町の取り組みにより、課題はどんどん改善されていると思うので、私は評価する。そういった視点で、そういった誘引要因をどけていく、あるいはクマより先に食べて行き、誘引しないような間接的な取組が大事。市町等でそのようなことが行われていると認識している。

事務局：

特定計画の見直しについては、P27に記載をしており、原則は平成34年度に見直すこととしているが、状況の変化や知見の収集により、計画の内容を見直すことが必要となった場合はその期間にかかわらず、見直すこととしている。

委員：

受け止め方が違うという話があったが、住宅街である自分の地域でクマ出没の回覧が回され、恐ろしい姿のクマが描かれており、これでは不用な恐怖を与え、捕獲せよとの考えが強くなってしまふことを危惧している。

クマがどういう生態であり、自分たちの身を守るためにどう気をつけていくべきかというのを普及啓発することが大事であると思う。

普及啓発についても特定計画に書いてあり、パンフレットも作成されているが、やはり学校に配布したり、やまのこで実際に森林に入って教えるなど、子どもの時から教え、大人になって不用な恐怖から捕獲してしまえばよい、ということにならないよう、教育が大事と思う。

事務局：

正しい情報・知識をしっかり普及啓発していくことが大事であると思っており、力を入れてやっていきたい。

事務局：

パンフレットについては今年3月に作成し、市町に希望数を配付した。各自治会に配布している市町もある。また、県のH.P.からダウンロードできるようにしている。

委員：

これまでお願いしてきた他府県との連携についても記載されている。近隣府県と協議して十分に整合をとられるようお願いしたい。

話のあった地域の温度差というものはやはりあると思う。私の地域ではまずクマは出な

いが、もし出れば大騒ぎになると思う。

クマの性格が最近変わってきているのではないかという報道があり、もともとは臆病であるが、最近では人間の近くを厭わないクマもでてきていると聞く。滋賀県のクマにもそういうクマがいるのかわからないが、襲われている方も実際にあるので、もしかすると人間を恐れないクマも出てきているのかもしれない。

その辺も含めて注意喚起をしていただけたらと思う。

奥山林の整備については方向性はよいと思うが、自然環境保全課は所管が違うと思うので、県庁内でも十分連携されたい。民有林については所有者と話を詰めてかなければならないので、注意していただきたい。

追い払いについては南部で出没した場合や凶暴なクマが出没した場合など、検討していただいて実効性のある対策をとれるようにしていただきたい。

捕獲について、麻酔銃による捕獲はできないか。

委員：

麻酔銃による捕獲は、わなで拘束されているクマに対しては有効であるが、フリーのクマ、例えば柿の木に登っているクマに麻酔銃を撃つなどの場合、麻酔の量を誤ると、手負いのクマとなる。

わなで捕獲された状態での学習放獣はいくらやってもいいと思うが、自然界にいるクマにやると逆効果になる。例えば、知識のない人間が車内からであれば大丈夫だろうと追い払いをかけるなどの場合、その人間は大丈夫かもしれないが、他の場所で他の人間に危害を加える危険が高くなる。

そのため、空気銃も無理であるし、追い払いも安易にやらず、県と協議しつつやっていただきたい。

なお、猟友会としては、出動要請があれば銃を持って出動する。

委員：

出没数と被害という点から言うと、昔ヒグマについて、狩猟や威嚇によって対策をしていたものをやめたところ、目撃数は増えたものの被害数は減った、という話を記憶している。

徒な威嚇よりは、人と遭遇したときに速やかにクマが逃げるという関係性であることが重要。

奥山に果樹を植栽することについては、人工的にベースとなる個体数を増やしてしまうので、結局凶作のときにはもっと出てくることになると思う。

また、シカによってクマの食べ物なくなり出てくるということもあると思うので、果樹を植栽してもシカに食べられてしまう、もしくはシカの数が増えるだけと思うので、やはり、人間がクマに遭ったときにどのように対処するか、特に親子グマなどが危険であるので、人間が被害を受けないための勉強をし対策するぐらいしか、より有効な対策はないのではないか。

事務局：

計画では奥山の環境整備も書いた上で、奥山にはクマだけでなくシカ等もあり、かなり増えているシカについては第二種特定鳥獣管理計画に基づく施策を行うことを本計画にも書いている。

## 議題（２）滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第３次）（素案）の策定について

<事務局から資料３－１および３－２について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

委員：

生息環境管理について、竹生島や伊崎の湖辺ではカワウの糞がたくさん落ちており、昔は良い環境であって水生昆虫がたくさんいたが、最近シルトが多くなっており、波で洗われることも少ないように思う。

カワウの食害により植物が枯死すると、浸食が起こり、シルトが湖に落ちる。そうすると湖本来の環境が劣化するということもあるのではないかと、今話を聞いていて思った。

単純にカワウが植生を劣化させるだけでなく、カワウが湖辺の植生を劣化させることによって、湖の中のシルトの堆積が何か影響しているのではないかと思ったので、そうした視点でも生息環境管理を考えていっていただきたい。

事務局：

初めて聞いたので、その影響についてはわからないが、生息環境管理についてはカワウの生息管理をどうするのか区域図を定め、植生回復についてもその区域図をもとに実施されているところ。下層植生を中心にかなり回復してきているが、この区域図に基づいてきっちりカワウの分布を管理し、そうした被害がなるべく少なくなるようにしていきたい。

委員：

全体的によくできていると思う。

先ほどの話に関連して、例えば伊崎半島ではシシによる被害が大きくなっていると思うが、エロージョンはシカやイノシシからも起こっていると思う。

逆に竹生島ではあまりないと思う。緊急の課題で個体数を減らすというものは落ち着いたと思うが、これからはこうしたいろんな関連の影響を考えながらやっていき、カワウなどは一時期絶滅危惧種になったくらいなので、個体数管理は難しいのでモニタリングなどをやっていきながら他の生物との関連をみていく時期にきており、よりよい相互的な管理になっていくのではないかと思う。

事務局：

３本柱を基本とし、こうしたことも検討していきたい。関係機関と連携し、これまで以上に状況の把握に努めたい。

委員：

具体的な研究者はいるのか。

委員：

仰せのとおり、これだけ急激に個体数を減らすと他に影響が出ない筈はなく、その視点でこれから情報を集めていくことが重要であると思っている。

これは単なる観察であるが、伊崎半島とつづら尾崎にカワウが居た時、回収できないカワウの死骸をイノシシがかなり食べているなどがかなりみられた。これによりイノシシが増えているなどのデータは無いが、あれだけ食べていると結構影響があるのかなという気はした。

また、タヌキもイノシシも学習しており、捕獲者についてきて、落ちたカワウを捕食されるということを何度も経験した。

このように生物は新しいことに適応していくので、仰せの視点は大事であると思う。

生物を減らしたことによりほかの生物にどう影響するかといった研究は世界的にもまだ少なく、カワウはまず減らすことが大変であったため、これからのテーマでないかと思う。

また、前回の部会での質問で、シカのような生息密度の考え方でカワウを管理できないだろうかという話があったが、事務局から回答されているとおりにカワウについては平方 km あたりの羽数はないが、環境省のガイドラインの検討の中で研究者の中から出てきた数字として、1,000羽という数字が出てきた。

ねぐらまたはコロニーで1,000羽以上、あるいは1,000羽以下というところに大きなギャップがあり、1,000羽を超えると管理が非常に難しく、個体数調整を一生懸命しなければならないというステージになる。

1,000羽以下に抑えられていると冷静に対応ができる。現場をみてもそう思う。

第2次計画では4,000羽の大半が伊崎半島と竹生島に居るというイメージでやってきたが、県内で4,000羽を受け入れるとすると、2,000羽のねぐら・コロニーは管理しにくい。

1,000羽以下のものは何か所か、という形を目指していくことになると思うが、それをどこに置くか、一番被害が少ないと感じられるところに置いていかないといけない、ということであると思う。

この計画は中身がたくさんあり、ビジョンが見えにくいものとなっているが、カワウが動いてきており、滋賀県としては数百羽程度のコロニーが散在していて、これを維持しながらもできるだけ被害が少ないようにしていくことかと思う。

委員：

他の生物との関わりについては、新しい分野だと思うが、是非切り拓いていただきたい。

新しい研究者も生み出して行っていただきたい。

事務局：

委員仰せのとおりであると思うし、滋賀県でもこれまで2大コロニーに集中していたところ、分散化している中で、今年春期では安曇川や野洲川で1,000羽を超え、かなり被害が出ているという話も聞いている。

漁場など被害が大きいところではなるべく少ない数に抑え、ある程度被害が発生しないところで管理ができるような形が将来的に必要なと思うので、まずはモニタリングなどで状況を掴みながら対応していきたいと思う。

事務局：

コロニー単位で見ると増減したり他に移動したりしているが、対策をやることによって瀬田川がなくなって他のところに移っていくようなことがある。スポット毎では増減があるが、例えば湖南エリアであるとか、ブロックごとの協議会など、関係者が集まり意見を交わしたり合意形成を図るような場をつくることを考えている。

このようなゾーンで管理していくような考え方を新しい計画では盛り込んでいきたい。

委員：

P20 の図 17 の凡例「伊崎」は「伊崎半島」の方が適当では。

P23 の本文「平成 4 年～平成 24 年度」は「平成 4 年～平成 29 年」の誤植ではないかと思われるため修正願う。

また、表 6 の伊崎半島の平成 28 年・平成 29 年の羽数が誤植であると思われるため修正願う。

事務局：

修正させていただく。

委員：

他の生物との関係について、少なくともたくさんのいろんなデータが出てきており、海外の大学などでは統計局のようなものがあるが、そうした統計をきちんとできる体制が必要と思う。各地域でいろんな増減があり、その相互の関連をみるためには、統計をきちんとできる人の存在が重要であるが、日本はその点脆弱である。滋賀県でという話にはならないかもしれないが、自然保護全体でこういう統計をもっと強化し、例えばカワウ等の実害等に対してその力を借りていくことが必要と感じた。

委員：

県の地方機関でも統計があると思うし、琵琶湖環境科学センターでも統計の専門家もいると思うが、そういう力も借りていただきたい。

委員：

私も所属しているワイルド・ライフ・サービス・ジャパンという NPO 法人があり、クマ出没対応マニュアルが無料でダウンロードできるようにしていることを紹介させていただく。子どもが見て楽しめるよう漫画で作られており、内容的には大人向けでもある。

※議題の審議事項が終了した後、事務局からは、次回の部会は 10 月下旬または 11 月上旬に開催予定である旨の説明があり部会は閉会した。